

## 事業計画意見書

令和4年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です。

理由 (必須)

火事になった場合どうしてくらはのか  
水銀で流れの場合土壤改良してくらはのか

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・〇 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6年 7月 7日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

反対です

理由 (必須)

家の前をいふトラックが走ると  
危険度はかなり上がる

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

建設反対です。

理由 (必須)

大型トラックが廃棄物を積んで家の前を走ることになりダストがひんやり

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  口 不明 )

事業計画意見書

令和 6年 6月 12日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です  
新規の撤回をめざす

理由 (必須)	産業廃棄物はどのように? 今まで交通事故が多いために何をどうするのか? 今まで歩くことが出来かねろくにどうしてくれのか?
---------	--

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年5月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

- 国道から、市道へと廃棄物を運搬されることについて伺います。

一日、20~30台の大型車両が通行する予定だそうですが、市道は、大型車両の通行に耐えられる舗装でないと思われます。また、市道の中には、農業用給水管等が浅層に埋まっています。そうしたものに対する養生はどうされるのか、通行部分すべてに鉄板を敷くつもりですか？

理由（必須）

- 私は、産業廃棄物最終処分場の営業に、反対のため。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高瀬 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

絶対に反対します。

理由 (必須)

この分場が出来れば「PFAS」がさあきます  
服部川、木津川をまじてはいけない

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

絶対に反対します!!

理由（必須）

ダンプが一日に最大30台、事故、騒音、振動、  
この里山がの環境悪化が心配

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ 不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <input checked="" type="checkbox"/> 土壌・ <input checked="" type="checkbox"/> 地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

絶対 反対します

理由（必須）

まれ海のような土砂災害. どうやつもしく  
つもりですか 又 責任はどうとまつりつけようか

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□ 不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

附 固 反対

農開場をガレキなどを広げて目視点検査となるが10tもの荷を広げる時の荷じん騒音が毎日続くのは生活に支障が出るようを感じる。

理由（必須） ガレキについて不純物等を目視でわかるのか?  
また、調べる従業員は何人なのか?  
探知機など調べなくていいのかはないか?

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <input checked="" type="checkbox"/> 土壌・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

断固 反対です。

セル・サンドイッチ方式と聞いていますが  
 覆土はどこから持ってきてくるのでしょうか。  
 山を削る？ 他から土を運んでもらう？

理由 (必須)

- 山を削れば 土石流の原因にもなります
- 他からの土は 安全な物なのでしょうか  
(どのようにして調べるのか)

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  不明 )

## 事業計画意見書

令和6年6月15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

勘固 反対です。

埋めためた土砂・がれきが永久に  
ここに残ります。

理由（必須）

浸み出る水は短期間ではなく  
長い時間をかけて出でてします。  
その時の責任・保障はどうあるべきか。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□□□不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( ) )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

衛星 反対です

大型トラックでガレキを運べば、「高じん」は  
飛行し、展開検査場でも拡散すると  
危われる。

理由（必須）

都会から自然環境の良いこの地に移住  
ってきて「平穏生活権」をおびやかされます。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他(交通)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固 反対です。  
大型トラックがひんぱんに走行すると  
交通事故などの心配が少える。

理由（必須）

山里の住民は車での移動（通勤・買い物）が必須で、山のカーブでの可れ違い、落下物等  
163号が通れなくなければ生活に支障がでます。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・○・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

断固 反対です

現場の木質検査だけでは納得できない。  
数年の年月をかけて浸み出した物が  
河川を汚すたら 田畠(未・野菜)に影響が出る

理由（必須）

NKKTレギュレーションにおいては産廃施設から  
浸み出した化学物質が河川にまじり  
人の健康被害にもつながっている。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・〇・口・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

街固 反対です。

浸透水溜池を作ると云ふことが  
そこにたまたま汚泥はどうするのでしょうか。

理由（必須）

たまたま汚泥を山に放置すれば  
最近の雨の多さから あまりに流れ  
こむどうに鬼います。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (災害)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

断固として反対です。

土砂災害が起きる危険性が、危惧される。

熱海の事故の再発ですか?

理由 (必須)

廃棄施設の建設、稼動してからの埋め立て行為により、  
土砂災害は防ぎきれない。熱海の事故が思い出される。  
あのように、私たちの家が流されでは、困ります。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · ロ · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( 安全 )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

産業廃棄物処理施設の設置には、断固反対です。

住民の生活が守られる保障がない。

生活圏に危険がともなう。

理由（必須）

生活道路を、10トンもの大型トラックが通行すること、万が一、事故や落下物により、道路が寸断されれば、私たちには迂回路がなく、孤立状態となる。住民の安全を考慮しているとは、とうてい考えられない。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□□□不明）

## 事業計画意見書

令和 6年 6月 5日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( <input checked="" type="checkbox"/> 心情 )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

風評 の 悪化が心配

理由 (必須)

心配で ねむれない 精神的にメタル悪化

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 5 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

最終処分場ですが10年、20年後以降環境へ与ける影響はどの程度でありますか？汚染水はどう河川に流出する可能性はあるのか？この取扱いは淀川の流域であり下流域にも影響が及ぶのでしょうか？

また、処分場とつくことは森林伐採といつまでも全国的にカーボンニュートラル化を目指すがCO<sub>2</sub>を吸収する森林が無くなることはどうなものか？企業、行政等が必要な取り組み、2050年目標に対応していかなければいけないと思います。

理由（必須）

私は、子供や孫の代まるこの地域を守っていくだけではなく、自然豊かなこの地域を住む、自然を害する行為は許されぬものでは無いです。この取扱いは毎年種々な事故があり、自然と人間に身につけています。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□ 不明）

## 事業計画意見書

令和 6年 6月 5日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

最初は水も漏れないように埋めていくが、外側の埋めた壁が破れて必ず溶けた液体が漏れ出す、空壁に止めるとは出来ないと思う。核のゴミのように地中深く埋め込まねば流出は無いが山、谷に少しでも効率良く埋める物は必ず、污水か流出すると考えるから反対します。

理由 (必須)

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · ジ · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6年 6月 5日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業に対する  
有害物質の漏出への水流し状態の危険性  
（F. 地下水・米とほい地帯農作物への風評被害↑  
とつながっていふ、健康被害 ブラック化されていふ  
農作物の生産は、購入力にも影響する

理由（必須）

有害物質による地下水位低下、悪影響による  
米とほい地帯農作物への風評被害、

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・○・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です。計画の撤回を求めます。

最終処分場を作ることは森林不伐採などを行うことは今の時代に反していけないが、SDGs 環境を守る取組として中でこのような事をするにはおかしいのではないか。また、工場汚染本質汚染も懸念します。水が汚染されれば、辰巳川に流れ込む。この辰巳川は淀川の源流です。川に流れると農業にも使用しますし、飲料用として使用します。毎年鮎や稚魚を放流し、環境を守る努力を地域全体、各個人で実施してもらいたい。

理由 (必須)

今後 20年、30年先の事は考えてはいけない。私達は子供や孫へ事を教える自然を守らうとしています。自然豊かでこの地域は絶対に無くす事は許されません。

事業には絶対に反対します。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · ジ · 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (健康、産業)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

本事業地から流下する水は、服部川に致り、その水を農業や水道水等  
下流にて  
に利用による伊賀市民の生活や健康を脅かす危険性が大  
であり、建設反対である。

理由（必須）

- 上記件は、水利権の問題が重大。
- 上記の問題は、安定型処分場において、これまでにも全国的に発生しており、事業自体、信用に値しない。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・○口） 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (文化財保護)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

本事業計画地は、重瀬氏城 と云う 伊賀における貴重な中世城郭跡の直近にとまる形で配置されており、歴史的文化財を大切にしている地元民の心を冒涜するものであり、本事業地の建設は、  
といひ許さぬものではない。

・重瀬氏城郭跡の地形は、三重県公用の立体地図において明瞭に確認され、誰か見ても事の重大さが実感される。--伊賀市文化財課に連絡済み。  
対応職員も向是良として認識した。

理由 (必須)

本事業地の建設は、風致上 大いに問題がある為、反対である。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年6月2日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動 (悪臭) 土壌 (地盤) 生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

処分場の事業は完成をもって終了するとのことです  
そこから以後の問題が生じた場合の対応は  
どうなりますか?  
住人の生活、活動は終了とは成りません。

理由 (必須)

計画の撤廻を求めます。  
必要とされる所へ供給されたら如何ですか  
災害に強い国土を作るための資材として

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

阿波

425

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・土壤・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

安定型廃棄物に付着する汚泥を分別して途施設で  
分別する事が示されていますが、見在目の分別では徹底した  
分別は不可能ですので事業計画に反対です

理由 (必須) 計画の撤回を求めます。

分別法では分別とは地中にある空間を利用して埋め立てる、  
穴を掘つて埋め立てる等あります。盛り立てると基本に  
外れるのが何?

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  口 ) 不明 )

阿波

126

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

~~地域住民に対する説明不足~~

特に下流域に又、農業関係者、団体には丁寧な説明が終っているのでしょうか?

計画撤回を求めます。

理由 (必須)

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>説明資料ご申請フローは示されてないが 貴社のタイムスケジュールを教えて下さい。</p> <p>不明につき 計画撤回</p>	
理由 (必須)	

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

阿波 428

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

本件の最終責任者は誰か  
排出事業者は?

説明不足につき

計画概要を求めます。

理由 (必須)

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 ) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です。 計画の撤回を求めます。

活性化と違う自然破壊と思う。

理由 (必須)

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 · 不明 )

阿波 430

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対し、計画の撤回を求めます。

検査・評価は地域住民にとって、100% 安心できるものでなくてはいけないと思います。

資料には「地域の生活環境に及ぼす影響は著しいものでは」とあります。しかし「軽微なものにか影響はある」とも明記されています。今ある自然が守られなければならないものは認められません。

また、辰巳川流域でつくられている農作物、特にブランド米「伊賀米」の風評被害を感じます。

理由 (必須)

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  不明 )

## 事業計画意見書

令和6年6月4日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

最初の計画の広さも絶対反対  
 どんどん広げていくと思う絶対反対  
 10年、20年たてば悪い物が浸透し川に流れ  
 もちろん地元として下流の方々目に見えないけど  
 何からか環境が変ってくる  
 静かな田舎ですのでそうしておいて!!  
 絶対反対します

理由 (必須)

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・□・不明)

## 事業計画意見書

令和6年6月5日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

計画は撤回をおめで可  
計画について環境保全協定者としての  
業者と地元住民が結ぶべき連携について  
合意されていない

理由（必須）

県や市へ建設反対署名があつたのに  
事業を通じてそれがおかしく

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

阿波

433

## 事業計画意見書

令和 6年 6月 5日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input checked="" type="checkbox"/> 騒音・振動 <input checked="" type="checkbox"/> 悪臭 <input checked="" type="checkbox"/> 土壌 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

計画の撤回を求めます  
 安定型産業廃棄物最終処分場においても汚染物質が地下に漏れ出るの、又は凧場による河川地下への汚染は避けられないと

理由（必須）

目視チェックのみで有害物質の混入が  
防げずというが信用性は何もない

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口・不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月4日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <del>水質</del> 騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

処理施設の直近の下流に位置し、施設に永久的に汚水漏出しえども構造なく、農地に多大な影響を及ぼすのが必然。水利権者については茅草を撒回することを希望する。

理由（必須）

搬入物の金品確保が不可能、後に紙シート等の耐用か何十年も持たないから。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・口）不明

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業に反対します。

有害物質の混入や汚染水の流出が懸念  
されます。

理由（必須）

「有害物質は絶対に入れない。信じてほしい。」という業社  
の言葉は信用できません。日資のケンタを行くのが目的  
で、それが十分であるとは思えません。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□ 不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

この事業に反対です。

阿波は山から流れている水がとてもきれいで、

その水を使い 囲や畠を作り 生活しています。

阿波に住んでいる人たちの生活環境を守りたい。

理由（必須）

有害物質が絶対に入らないという保証も検査もなく水質汚濁が発覚してからしか取り消しにならないのはおかしいと思うから。

その間に私の体になにかあっても保証してもらえないから。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 5 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

「事業に反対です」「許可の撤回をお求める」

産業廃棄物に含むる有害物質が 土壌汚染や水質汚染を引き起こして  
環境に悪影響を与えることが想定されています。

土壤汚染や水質汚染は 土壌へ 後々人体への健康被害を生じる  
ことがあります。 住民に被害、呼吸器障害 ほんかん 出産異常など  
いろいろあります。

理由（必須）

阿波地域に住む 次世代 カラ子供たちがこのままで健康で  
安心してくらいていく 地域の自然の有生物質の流出 放散の  
危険性を 排除するため。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・○・□・不明）

事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

産業廃棄物最終処分場の建設に反対します!

完全に汚染物質が地下や大気に漏れないことが保証できないので  
あれば今後将来次世代を担う子ども達が安心して住むことか  
できなくなります。

処分場を建設するなら処理場閉鎖後も汚染物質が河川等に  
確実に流れ出ない、土壤・大気汚染を引き起こしていないことを  
保証するための閉鎖後の汚染調査や万が一汚染が発見された時の  
対応対策を明確に開示して定期的な100%問題ないと証明してほしい。

理由 (必須)

阿波地域に住む次世代の子ども達がこの先も健康で安心して  
暮らしていくように地域の自然への有害物質の流出・拡散の  
危険性を排除するため。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・□) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 5 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動 悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

産業廃棄物を積載した貨物車輌が増えます。  
それによって騒音や振動が発生します。  
それらの車輌の交通規制はどうするのか気に  
なります。

理由（必須）

- 高齢者や幼児を車輌から守っていく必要がある。
- ゆっくりと家でくつろげる環境整備が必要。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□ 不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月4日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水処理設備の最大処理量は何m<sup>3</sup>/日でしょうか。

近年、多発している豪雨や線状降水帯などの大雨に対応  
出来るのでしょうか。

理由 (必須)

水処理設備の限度を超えて、あふれ出ない配置です。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

阿波 441

## 事業計画意見書

令和 6年 5月 27日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> ・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

・水質や土壤汚染は発生するを考えます。

理由 (必須)

・ビニールシートでは防ぎきれない汚染が発生し、  
住民も始めとした生物全体に悪影響を  
及ぼすと考えています。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 · 不明 )

阿波 442

## 事業計画意見書

令和6年5月29日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業は反対です。 計画の撤回をお祈り申す。  
 緑豊かな山々を産廃処分場により汚染されたくないません。  
 又農業(伊賀米)に影響を与える国道の騒音、安全道路の  
 劣化等これら将来、住民にとって厄介な事柄もありません。  
 絶対反対です!

理由 (必須)

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  · 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年5月27日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水処理施設は最終処分場用鎖完了後いつまで運用する  
のか?

事業計画スケジュールに記入されていちらり♪

理由 (必須)

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 · 不明 )

阿波 444

## 事業計画意見書

令和6年5月27日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (風評被害)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水質汚濁による、河川に及ぼす影響が小さいと評価していますが、  
風評被害はさやられず、伊賀米、酒が消費者に受け入れられず、  
生産者に被害が生ずる場合の補償は?

理由 (必須)

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · ロ · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ( ) )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

建設に反対する。

② 163丁目側道もしくは10大車の通行は停止の区域。

と見てる。

通常自転車、バイクは大変危険と考える。

冬期の雪道はなおさら危険が増すと考えられる。

理由 (必須)

命の危険につながるから。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・□・不明)

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(太気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( ))

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

建設に 反対する

予定地から最も近い民家では200mとかなり近い  
粉じん・ガス臭・騒音に依る 健康を害する  
恐れがある

理由 (必須)

直接 健康害とストレス健康害がある

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  · 不明 )

阿波 447

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

建設には反対する。  
地下水と年一回の検査とあるが、産業廃棄物場という性質からして不充分と考える。

理由 (必須)

異常値が出た際次の検査が一年後にして竟り叶わない。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 · 不明 )

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水処理施設の電気は?

配電図が無い?

フローリートにはポンプが何個ある? 排水処理設備配図には  
1ヶ所しか記入が無いが?

理由 (必須)

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  口 · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 5 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

「事業に反対です。」 『計画の撤回をすめます』

「安定型産業廃棄物最終処分場」は全国各地で有害物質の混入や汚染物の流出、漏洩等にあっており、有害物質の合計の不可抗力であることが既定工事では未だ本事業に反対します。

理由 (必須)

有害物質の流出・拡散による大気汚染  
かへり原 / さしいな空気の里を継承に残して!!

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号（任意）

三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他（ ）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業計画に反対します

本事業の建設予定地は伊賀市が定める「水源地域」の範囲内では？  
そうであるなら条例15条に基づき設置ができないと判断できます

条例で禁止されている事業です

理由（必須）

上記の通り

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ） 不明

## 事業計画意見書

令和 6 年 5 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

○事業に反対です。  
 ○計画の撤回を求めます。  
 ○先方も「安定型産業廃棄物最終処分場」は全国で多くの汚染事故を引き起こしており、危険な廃棄物を輸入する扱いがないのが現実で、搬入運送において、水質汚染が心配な点もある以上、計画・事業に反対します。

理由 (必須)

浦らかひなみくひ伊賀米を生産す

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 喬信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します

本事業の排水下流の水を用い稲作を行い生計を立てております  
生産物が排水から育成されているという風評被害が発生します  
風評被害で農作物が売れなくなると生活が成り立ちません

水利権の観点から農作物に風評被害が及ぶ  
本事業計画は許可できません

理由(必須)

上記の通りです

提出期限: 令和6年7月8日(事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · ロ · 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年7月8日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業に反対です。  
水質が正常に守られるのか心配です。

理由（必須）

のみ水に悪い影響を与える人の生活の質が  
下がります。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口 不明）

## 事業計画意見書

令和6年7月8日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業に反対です。  
悪臭が心配です。

理由（必須）

毎日の生活が正常におくれないからです。  
ストレスがたまると心身ともに弱り生活の質が下がります。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□ 不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(太気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( ))

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です

異常があった場合の保全上の措置とは、どんな事があるのか

原因の調査は埋立物を掘り出してでも行うものであると考えるが、どの様な事を想定しているのか

理由 (必須)

資料に書かれていない。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 ( イ · ハ · ○ 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業に反対です。

ISO 14001 を取得してからでは

理由（必須）

資料に書かれていない。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業に反対です

4名いる検査員の資格認証の基準、手帳などが  
不明である

理由（必須）

資料に明記されていない。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(太気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物) 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対します

環境調査記録が事業廃止まで何はおかしい。

埋立物がある限り継続して行う必要がある

安全性に自信があるなら出来るはずである。

自信と覚悟が無いなら事業を諦めるべきである

理由 (必須)

処分場の安全性に自信がほさうだ  
その様な事業者では不守でいけない。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> ・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

計画の概要をまとめます。

安定型産業廃棄物と説明されてますが、搬入される物の  
チェック体制がよく、危険性が高い廃棄物がもたらされることが  
予想されます。地域住民や行政によるチェック体制や、  
用地内への立ち入り調査を認めなければなりません。

理由（必須）

・車上検査の方法が且被確認であり、地下承認検査は地下  
鑿削井にて毎年(回)とありますため。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・〇・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	太気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水質等の検査・解析はどの機関が行うのか  
独立性の機関なのか  
検査機関は公表されていますか

理由 (必須)

資料に明記されていよい。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業の目的を求める。  
 安定型産業廃棄物と説明されていますが、搬入される  
 廃棄物のキャラクタリゼーションが甘く有害物質の混入や汚染水  
 の流水が心配です。オタルやオオサンショウウオなど、  
 贅重な生物たちの生態系が破壊されてしまうと、戻すことは  
 困難とさわれます。

理由 (必須)

検査の方法が目視確認ですが、  
 検査方法としては不完全であるため。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

阿波

462

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

計画の撤回をもとめます。  
服部川はオオサニショウガオの生息する川であり、その水質への影響がないとは考えられず。また、説明には専門家からの意見も入っています。希少野生動植物の保護対象がしめされていながら、適地に移植・移設するだけ、その後の生育調査はされない。専門家からの意見を入れて評議を示していただきたい。

理由（必須）

水質予測結果の数値の根拠の説明がなく、生物学者や大学教員の意見を入れた保護対象にならないため。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・〇 不明）

## 事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> ・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業の許可回を求めます。

安定型産業廃棄物と言明されていますが、全国各地の安定型産業廃棄物処分場で有害物質の混入や汚染水の流出が相次いでおり、有害物質の分別が不可能であることが確証されています。現在の下阿波の美しい環境がこのまま破壊されてしまはせぬ。

理由（必須）

下阿波の土壤を守る検査方法が日本見破認とされており、それで成分を把握できることは見えられてよいため。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <sup>土壤</sup> ・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です。

2023年に産業廃棄物最終処分場閉鎖完了とはいが、その後の管理方法が明確になってない。また、自然災害や環境の変化で埋立てたものが流れられた場合はどのように対応するのか示していただきたい。

理由 (必須)

閉鎖完了後の対応や災害時の対応について具体的に説明がされていないため。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  · 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年6月15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質)騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業の実施回数をあめます  
山からの水が川に流れ込みこの水を使って  
田んぼを作りいふのですが、  
耕作も出来ばるかと思います。  
さればお水で育りますようにお願いします。

理由 (必須)

不直の方法が日本風の文化としてあります  
不直な江としてオナカがためため

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・口・不明)

## 事業計画意見書

令和 6年 6月 10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

・有害物質の分別は100%出来ないと思う  
・また業者によるチェックではいけない第三者が必要

理由 (必須)

提出期限: 令和 6年 7月 8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 · 不明 )

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・土壤・地盤・生物 <u>景観</u> ・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

説明会資料の5P、③場内道路、タイヤ洗い場を設けたが、  
その汚れを水は農業用排水溝に流すのか、？集排水施設に流すのか  
か？

理由（必須）

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・口）不明

## 事業計画意見書

令和 ~~6~~ 年 7 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・ <del>地盤</del> ・生物 景観・その他 (市道の強度)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

市道出走紙灘線は国道163号とアスファルトの厚みが違うので

1日30台の10t車が通ると道が傷むのです？

調査しています？

理由 (必須)

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  不明 )

## 事業計画申請書

令和6年7月18日

伊賀環境サービス株式会社 郡中

生頭

氏名

申請番号 (生頭)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12等地
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・堆積・生物 景観・その他(説明)

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります)

立地選択は情報公開もなく、手続きから蔵出しと出するに貴社が計画を地元に持ちかけてきて、到底納得できない。

産廃最終処分場「絶対反対」である。

理由(必須)

地元民の安心・安全の確保がなされてない。

提出期限: 令和6年7月8日(事業計画者あてに必着)

会社法人欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・〇・△・不明)

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 18 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

廃棄物の汚染は地下水に沁み出るし、  
上にも湧き出る。

激しい地震動の際は処理場で大規模な  
地滑り現象が起きる可能性がある

理由(必須)

掩蔽法の範囲内だから安全と言うが、  
そんなことはない。当面反対です。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・○・不明)

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 18 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高瀬2087番2ほか12箇
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭(土壤・地盤・生物 景観・その他( ))

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

廃棄物は、埋め立て終了後も永久に残る。  
貴社は今後10年はアフターケアをするといふが、その後は  
どこかどのように汚水処理施設の維持管理に  
あたるのか?

断固反対!

理由 (必須)

地下水は5~10年後に自然環境・人体に  
影響を及ぼす。農業用水・飲料水に使用  
してあり、住民への悪影響は死活問題である

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・□・不明)

## 事業計画意見書

令和 6年 6月 23日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

安定型産業廃棄物とは、有害物質、有機物などの付着もなく、雨水などにさらされても変化を起さない。(容易に化学的変化を起さない) 廃棄物ですとの但し書き私有のに何故ガス抜管が設置されるのですか。

廃棄の設置には絶対反対です。

理由 (必須)

安定型で危険物質は絶対入らないと言っているが、危険物質をどうして物を確實に識別し分け子事は不可能ではなかと思つので。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) · 不明 )

## 事業計画意見書

伊賀環境サービス株式会社 御中

令和 6年 6月 23日

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

安定型処分場の維持管理期間は平均3年と聞きます  
が、貴社は2年後を目途とされています。何を根拠と  
していますか。単に維持管理費を安く抑えられる為では  
ありませんか。

処分場建設には絶対反対です。

理由（必須）

埋立て終了後 経年劣化により、危険物質の漏洩、抜散の  
危険性が増大する為。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・○ 不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 6 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

埋立て地内の雨水が全て集水排水管に入り、浸透水  
溜池に入ると考えていいのですか。絶対に有りえないと思う  
のですが。集水排水管に入らなければ水はどうなると考えて  
いますか。流れ流しては有りませんか。

建設には反対です。

理由 (必須)

埋立て地内の雨水の多くは汚染され、地下水となって  
流出すると考えられるので、建設には反対です。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · (口) 不明 )

## 事業計画意見書

令和6年7月6日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( ))
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>安定型の処分場の危険性が、社会的にも認識され 遮断式もしくは、管理型の処理施設の建設が 社会一般の動きの中で、何故安定型処分場を造 うとするのですか。建設には絶対反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>各地の安定型最終処分場で環境破壊が 既に裁判がおこなわれています。</p>	

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・□ (口) 不明)

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

廃棄物処理場での火災のニュース等聞きます。  
消防器等の消防設備とありますか、どの程度のものを用意するのでしょうか。現場は山中でしかも進入路は非常に狭く、火事の際にどう対応が出来るのでしょうか。周辺の山への延焼が懸念されます。

処理場建設には反対です。

理由（必須）

周辺から隔離された様な場所でひとつ火災となつたら延焼が避けられないと思うので。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

計画地は水源地域に指定されており、森林の有する水源の涵養機能の維持管理増進を図るために適切な造林保育等の森林整備をと定められておりますが、知ります。

水源地域に産業廃棄物の最終処分場を作ることには絶対反対です。

理由(必須)

埋立終了後、見せつけだらけの森林の様にソックリした所で  
その下に有害物質等が有り、汚染された水で満たされた  
山など誰も望んでいいまいが。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・□・不明)

## 事業計画意見書

伊賀環境サービス株式会社 御申

令和 6 年 7 月 14 日

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input checked="" type="checkbox"/> 騒音・振動 <input type="checkbox"/> 悪臭 <input type="checkbox"/> 土壌 <input type="checkbox"/> 地盤 <input type="checkbox"/> 生物 <input type="checkbox"/> 景観 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

私達多くの家庭で生活用水の一部として井戸水を使用しています。もし廃棄物が出来るとなると、その地下水の汚染が心配されます。希望者全員に対して年1回以上の水質検査結果を補償して載ります。数十年先で、廃棄物を作業には反対です。

理由（必須）

ほとんどの浸透水は処理施設にはゆめ。そのまま地下水中に流出しき考えられるからです。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・○・不明）

## 事業計画意見書

伊賀環境サービス株式会社 御中

令和 6 年 7 月 17 日

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気(水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他( ))

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

廃棄物処分場の建設には反対です。

有害物質に対する検査は年1回地下水に対して行なうです。

浸透水についてはBOD、COD、SSのみとなります。浸透水についても当然、有害物質に対する検査をして下さい。

地下水観測井の設置場所、何故一番低い場所ではなく2~3m高い場所なのですか。最も汚染が心配される場所に変更すべきと思います。

理由 (必須)

BODは生物によって代謝されやすい有機物を表現してますので、代謝されにくく、物質は測定値のなかに入っていない。また排水中に生物に対する有害な物質が含まれてると生物の活性を低下させ子ため実際よりも低い値となる

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

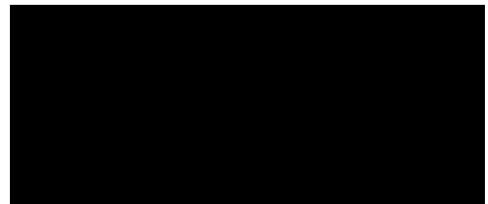
指摘又有る事。

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ) 不明 )

# 事業計画意見書

給排水計画  
2024年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について、生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	水質・その他(給排水計画)

## 意見

給排水計画に粗漏があり、また、具体性な考査がないのでこの事業計画に反対します

- ・運搬車両の車体全般(特に荷台内部、タイヤ周り)の洗浄は、処分場内の水処理施設を経由した対応とされたい
- ・処理施設を集水域とする雨水(表面水)は、地下浸透水と同様に水処理施設を経て排水されたい
- ・風雨時は操業を停止して未処理の汚染水を場外に搬出しないこと、これらを踏まえた操業手引を作成されたい
- ・万一、水源とする簡易水道の給水制限(渴水規制)が掛かれば、水道管理者と協議を行い操業を控えられたい、これを担保する協定を結ばれたい
- ・地下水(深井戸)の汲み上げは行わない、用水(簡易水道)の大量消費は行わない

## 理由

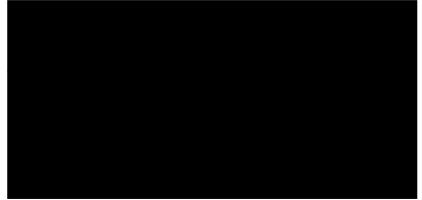
事業等説明会資料には給水計画や排水計画の記載が不明瞭である  
タイヤ洗い場の給水施設や汚水処理に係る対応が不明である  
露天での車上検査・展開検査時、及び夕刻の覆土敷設前は、降雨に晒される  
外周集水側溝には、隣地表面水と処理場内の雨水が合わさり直接に既設水路に流される  
暴風雨時には、廃棄物を経た汚水の周辺林地への飛散・拡散が懸念される  
処理のために用水の大量消費の懸念がある

会社記入欄：条例第2条第2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

# 事業計画意見書

残置森林維持管理  
2024年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について、生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	生物・その他(残置森林等)
意見	残置森林等(周辺のデイリー社グループ所有の森林を含む)の対応(管理体制)が明確ではないので、計画に反対します
理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・総論として、人工林にあっては、これまでから適正管理がなされておらず、今後もその傾向と思慮され、森林の持つ効用(公益的機能)が損なわれているなかで、健全な残置森林の形成と云い難いため</li><li>・希少野生動植物種の保護対策一覧に記載の植物種の移植は、「残置森林または周辺のデイリー社Gが所有する森林内適地に移植」とあるが、適地はどこか不明であり、具体性に欠けた表現であるため</li><li>・最終処分場の維持管理方法の⑬「覆土50cm」は少ない、表土流亡時の補充等の対応(管理者・作業者)が不明であるため</li><li>・同の⑭「張芝及び植栽等の措置」とは、いかなる植生変移を措定しているのか、深根性の植物、粘りの強い植物の導入を検討されたか不明であるため</li><li>・閉鎖後に誰が長期の維持管理を行うのか記載がない(不明である)ため</li><li>・産業廃棄物最終処分場閉鎖完了後になる所有権移転等の制限に言及していないため</li><li>・万が一として転売(権利継承)する場合に、廃掃法等を熟知した者を選定するなどの記載がないなど管理を引き継ぐ方策や手順・規程が不明なため</li></ul>

会社記入欄：条例第2条第2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

# 事業計画意見書

社会的意義(地域共生)

2024年6月10

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について、生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	その他(地域共生)

## 意見

地域共生活動を謳いながら、何一つ具体的な計画の記載がないので、この計画に反対します

### ①地域社会に寄り添う企業活動

- ・自治会活動や自治協活動、伊賀市大山田支所事業への参加や協力を図られたい
- ・設置工事等には地域を熟知し地域からの信頼が厚い地域(地元)の工事業者等の意見を聞きまたは工事に参入させられたい、地域に工事等の進捗を隨時に周知されたい
- ・事業計画者の法人税等の納稅住所(法人登記住所)は伊賀市と定められたい

### ②小・中学校生への教育活動、地域住民への啓発活動

- ・持続可能な社会の実現のための産業廃棄物処理の在り方を啓発されたい
- ・環境教育、環境学習の場としての取組みを明示されたい

### ③試験研究

- ・再生エネルギーや資源エネルギーの具体的な研究活動を明示されたい

### ④残地森林の森林整備

- ・森林の持つ公益的機能(水源涵養・土砂流出防備・等)を増進させるため、杉檜の間伐や広葉樹の受光伐、樹種転換等を行われたい

### ⑤大規模災害時に備える防災拠点施設としての位置

- ・防災拠点施設として有意義なものとは何か、有意義な施設などにか示されたい
- ・防災拠点に着手する時期は、いつ公表(地元に提示)するのか示されたい
- ・処分場閉鎖完了後における防災拠点の維持管理体制を確立されたい

### ⑥事業所(処理施設等)の広報活動(情報開示)

- ・会社活動の経緯、処理量の変遷、設備の更新、等を適宜開示(地域に開示)されたい

## 理由

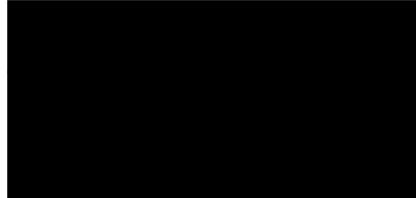
事業計画等説明会資料における「事業計画の概要」の「事業の社会的意義」に関して、「循環型社会の形成に向け、(略)地域の共生が図られた事業となるよう、施設整備や運営することを目的」と記載されているが、主張が総論や理念のみで、具体的な各論や実施計画・設備計画等が欠如しているため、若しくは地域に具体的な説明がなされていないため

会社記入欄：条例第2条第2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

# 事業計画意見書

進入道路防災  
2024年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について、生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	その他〔搬入路防災〕

## 意見

- ・猿野側に設置する進入道路(処分場専用道路)について、防災検討等が不明であり、下流域への配慮が明確ではないので、計画に反対します
- ・希少野生動植物の保護対策一覧の中の、「(略)事業計画地北東の湿地方面に濁水が流出することのないように十分配慮する」の記載について、配慮する工法(対応する工法)が定められていないし、万が一のときには濁水原因の検証手法や現状復旧の手法が不明なので、計画に反対します

## 理由

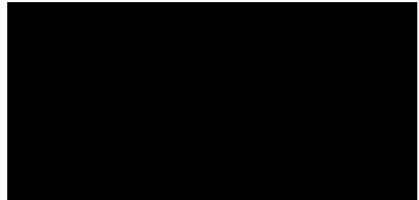
- ①総論として、進入道路の標準構造が示されていないので、特に重要な切土法面、盛土法面の法勾配の設定基準や法面緑化の種別や工法等、集排水施設の種別や構造の記載や配慮がないため、下流域に対する防災上の安全検討ができない
- ②集水域0.2ha以上と見積もられる雨水が大字猿野側の市道既設側溝(農業用の用排水施設を兼用)に流入することとなるのに、その負荷と対応策が検討されていない
- ③2車線道路で縦断勾配10%程度と見積もられるが、路面(表土)流亡や降雪時の検討がなされていない
- ④側溝勾配が限界流速を超える恐れがあるが、流速軽減対応策の検討がなされていない
- ⑤開設前(現況森林)と開設直後(裸地時)の流出係数(f)等の変化が考慮されていない
- ⑥開設工事中の裸地及び緑化等による法面安定期までの土砂等流出に対する対応が検討されていない
- ⑦尾根の大断面開削に係る地質調査等がなされていない、切土法面の安定勾配の想定値が定められていない
- ⑧切盛土量の流用計画が不明である、土積曲線等の提示がない
- ⑨切土が盛土適材(礫質土)なら、仮に土堰堤に使用するとして流用も検討されるであろうが、そこまでの仮設道の保全措置(防災工法)が不明である

会社記入欄：条例第2条第2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

市道交通計画  
2024年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について、生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	その他[市道5087号]

### 意見

交通計画に関しての配慮事項では、市道への対応が簡単すぎるため、計画に反対します。

- ①国道と市道の交差点付近のそれぞれの右折用車線や右折溜の設置を検討されたい
- ②市道区間の要所における相互通行用の待避所の設置を検討されたい、または市道を含めアクセス道を全線2車線とされたい
- ③市道と施設への進入道路の接続(交差点)付近の車両待合所(車溜・車廻・転回場)の設置を検討されたい
- ④セル・サンドイッチ工法に使う覆土の交通計画(運搬計画)を示めされたい
- ⑤市道区間ににおける農業用資材等荷捌所の設置を検討されたい
- ⑥市道の側溝と兼用の農業用水路及び市道地中に埋設されている農業用給排水管等の保護(保全)策を示されたい

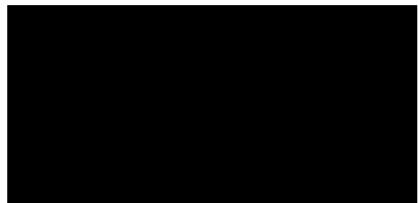
### 理由

- ・アクセス道となる既設の市道は農道との併用路線になっているため、大型重車両の頻繁な相互交通が考慮されていない
- ・国道との交差点は緩く曲線を描いており、東西方向には安全確保のための視距が短い  
〔国道は津方向には交差点手前の灌木等が視距を減じている〕  
〔市道は左折用車線の曲線拡幅が大型車用には考慮されていない〕
- ・農業用の低速車両の通行が隨時あり、搬入車両と競合〔頭抑え等〕する
- ・搬入車両1日20台〔繁忙時30台〕が、9~15時間に通行する影響が過小評価されている  
〔搬入出車両の最大時通行60台は、1日5時間では、5分程度に1台になる〕
- ・農繁期(田植や稻刈等)の資材等の受け渡しが市道上で行われる  
〔苗箱・肥料の畦畔下し、刈取粉キャリーの待ち受け、土壤改良剤の散布、等〕
- ・路肩は、輪荷重を考慮しない土羽であり、不等沈下を引き起こし、路肩欠損の恐れがある
- ・舗装は、農道規格であり、耐荷重が低く、轍掘れや亀甲割れ等により、円滑走行を妨げる
- ・搬入車両の開場時待車、荷受待車等の停車により市道の混雑が想定される

# 事業計画意見書

大盛土安定対策  
2024年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について、生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	土壤・地盤・その他〔大盛土対策〕

## 意見

計画の数値等に信頼性がないため、事業の中止を求めます

- 周辺地域に及ぼす影響の予測及びその評価「地盤の安定性について」に関して、礫混土の内部摩擦角は一般的に $\phi 30^\circ$ とされているが、土壌堤の安定計算の検討事件に使う礫混じり砂 $38^\circ$ の根拠を示されたい
- 土壌堤の盛土材料や覆土は、現地土砂とされているが採取地はどこか、土質試験をしているのか、含水率はいかほどか、など礫質土(礫混土)の担保と検証を問いたい
- 事業計画の概要「埋立工法がセル&サンドイッチ方式」であるなら、内部の覆土、表土の覆土を含む条件を再設定し、盛土全体での安定計算をされたい
- 同の毎日の盛土(覆土)厚はいかほどか、埋立容量に占める覆土の割合はいかほどか
- 同の場内使用重機には、盛土(転圧)作業専用重機の記載がないが、盛土管理(一般的には締固率90%)をどのように行うのか
- 地震時の円弧滑りや直線滑りの安全率は一般的に1.0と定められているが、余裕(1.0以上)を持たすことはできないのか見解を問いたい
- 人工盛土を安定地山とするには相当長期が必要と考える。長期にわたる経過観察のための管理責任を担保するための方策を示されたい
- 人工盛土の予期せぬ崩落等、万が一のため〔復旧及び補償〕の経費を担保するため基金〔供託金等〕に積み立てられたい

## 理由

- 地盤の安定性(盛土の安定性)について、検討に使う数値の評価条件が不明で、安定計算結果の安全率等の設定数値に対する不安が払拭できない
- 大盛土は100年規模での常時監視が必要であるが、埋設が終了したら数年後に施設が閉鎖され、処理業者から管理が離れた後の調査監視を継続する会社の見通しがない
- 万が一の崩落時、被害(損害)の補償及び復旧を担保(費用、負担)する約束がない

会社記入欄：条例第2条第2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

防災暗渠排水  
2024年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について、生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	水質・その他(防災暗渠排水計画)
意見	<p>防災暗渠排水計画が粗漏であり、また、具体低対応策がないのでこの計画に反対します (事業等説明会資料の事業計画の概要の「(9)主要な施設」の図面3(No.2)、図面5(No.12))</p>
理由	<ul style="list-style-type: none"><li>事業計画等説明資料の(9)主要な施設④集排水施設に位置付けられている浸透水排水管と浸透水溜池及び水処理施設の関連性が不明瞭である</li><li>排水処理施設の維持管理に関して、閉鎖完了時(2033年8月?)以降の管理体制に言及されていない</li><li>閉鎖完了時や事業撤退時、会社の倒産・機能不全時等不慮の事態について、処理水の水質確認、機械設備の維持管理(稼働保証)が不明である</li><li>防災暗渠排水計画平面図(図面3、図面5)に、正面左側(東側)の有孔管の記載がない (図面5(No.12)等では東側3本、西側1本の計4本のみ)</li><li>図面2・図面5では、暗渠排水有孔管Φ300の設置位置が谷底に沿わせているように見えるが、最終処分場内の地下浸透水を全て管に乗せ円滑に流せるとは思えない</li><li>浸透水排水本管Φ300に接続する補助管径は一般的にΦ200とされているが、Φ100にした根拠の説明がない</li><li>埋設布団籠(蛇籠)の構造[高さ・長さ・厚み]が不明である</li><li>同の堰堤機能や集水機能の説明が不明・不足である</li><li>間隙水圧を低減させるに効果的な浸透水集排水管(有孔管)の機能劣化(目詰まりや切断・潰れ)時の復旧対応が不明である</li></ul>

会社記入欄：条例第2条第2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

# 事業計画意見書

獣被害軽減対策  
2024年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について、生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	生物・その他[獣害対策]

## 意見

獣害対策[特にシカ・イノシシに関しての対策]が明確ではないので、計画に反対します

- ①施設内への野生獣[シカ・イノシシ等の大型獣、アライグマ・アナグマ等の小型獣]の侵入対策を示されたい
- ②特に、周囲柵のない進入道路(処分場専用道路)から農用地や処理場に入る野生獣対策を示されたい
- ③地域が困っている処理施設周辺でのシカ・イノシシ等捕獲に関して、共同対応の計画や協力姿勢を示されたい

## 理由

事業計画に関して、シカ・イノシシ等の獣害対策の具体的な記載がなされていないため

- ・重瀬地区はシカやイノシシの生息数が多く、侵入容易な林縁では農作物の被害が多い
- ・既設の金網柵が耕地を囲うように連続して設置されているが、開放箇所を作りたくない
- ・口頭説明の人柵では、鹿柵に適した高さ、猪柵に適した下部強化等の構造が、不明瞭
- ・覆土(表面)の緑化資材には、シカが好む外来植生が植えられることが多い
- ・同には、イノシシが好む腐食土壌(ミミズの繁殖)の導入工法が多い
- ・イノシシやアナグマ等は覆土50cm程度なら簡単に掘り返し、産業廃棄物が拡散(逸散・飛散・流失)する
- ・獣被害軽減対策は、周辺地域を巻き込んだ長期的な対応が肝要である

会社記入欄：条例第2条第2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和6年7月19日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号（住亘）

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高畠2087番2ほか12等地
産業廃棄物の処理施設の種類	安定期産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

産業廃棄物最終処分場が、設置されれば、  
産業廃棄物から出る有害物質が地下に浸透し、  
伊勢川に流入する恐れがあります。伊勢川は  
水道の水源地であり、農業用水として取水しています。  
こうして汚染水等による悪影響はばかりそれ  
ないものがあります。

「反対」です。

理由（必須）

自然界に存在してよかに人工化學物質は何万種  
あり、ごく微量でも慢性毒性の危険がある。例えは  
トリクロロエチレン、PCP、有機素化合物、各種  
メチル化合物、長期間の人体への蓄積で重大な障害  
もたらすため。

提出期限：令和6年7月19日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他(社会的意義)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

山田 説明会資料 (P2).

1-1 本件甲骨の社会的意義

8行目～12行目

これまで現れて、「豊かな自然との調和を図りながら、…本事業が  
地域の共生アート図られています」とあります。具体的な内容、手法  
を示せ！

理由（必須）

処分場から自然と調和を図ることはできな.. !

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他(会社の理念)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

山田地区の説明会資料 (P2).

①-1. 本件 本日の会議の意義 (6行目)

大規模災害等に備えるための防災拠点施設…とあるが、具体的な説明がない。逆に、地くつれは可能性があるのではないか。

理由（必須）

いくら何で大規模災害等に備えるための防災拠点施設…とあるが、逆に、地くつれは可能性があるのではないか。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (環境全般)

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

そもそも されば、阿波の里をゴミで埋めつくす事に反対です。  
いくら基準内と言っても「元」には戻らない。現状と同等の状況なら許すとしても、絶対に今のが状況では、それが做不到に反対です。

理由（必須）

一埋工事をしてから「元」には戻せないから反対！

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□○不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (生活環境)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

山田地区での説明会資料 (P28)

「なお、本施設の設置後将来にわたって…とあります。設置後  
永遠に、万全を期すのが、いつまでと言っているのか期限を示せ!」

理由 (必須)

計画では七年十二年で終了となるので何でにはならない?

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・口・不明)

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します。

埋立容量が 251,005 m<sup>3</sup> とありますが、毎日埋め立てた容量がわかつて  
いると思われる所以埋立積算容量を発表掲示してほしい。

理由 (必須)

埋め立て場の現状を知りたいから。大雨などが降ったら心配です。

提出期限 : 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄 : 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 ( イ · ハ · ロ · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します。

浄化槽を設けて予定の埋立事業の5年間と埋立事業終了後の2年間は管理するとありますが、その後の管理も必要だと思いますが、どのようにお考えですか？

理由 (必須)

埋立事業終了後、2年間ぐらいの管理では安心できない。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  口 · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (事業者の当事者能)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

伊賀環境サービス(株)と、事業協力会社とである(株)ディリー社および土地所有者が資金、人材や権利関係においてどのような関係にあり、問題が発生した場合に、対応が適切に行われることの裏付けがない。

理由 (必須)

説明会資料では、同社と事業協力会社とおよび土地所有者との関係が説明されていない。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · ロ · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (事業者の当事者能力)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

伊賀環境サービス(株)は、この事業のために設立された法人とのことであるが、処分場を安定して運営できるだけの資金力や技術力を有していることの裏付けがない。

理由 (必須)

説明会資料では、同社の資本金の額や事業資金が調達されるのか、記載されておらず、事業の当事者能力が明らかにされていない。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・□・不明)

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

廃棄物を埋め立てる際、遮水シートを地山との間に設置するのか、設置しないのであれば、事業場内の浸透水を保有水集排水施設で全量を集めることはできず、浸透水が漏れ出します。

理由 (必須)

説明会資料では、工法について記載されていない。

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · 口 · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・(水質)騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

山林から埋立地となるため、流出計数の関係で調整池が設置されているが、埋め立て期間中に降った雨水は、表面水として、調整池に流入することになり、廃棄物を埋め立ての上部に設けられた展開検査所場（廃棄物を下ろす）部分に降った雨水も汚染の可能性のある表面水として、調整池に流入してしまう。

理由 (必須)

説明会資料では、対応策について記載されていない。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 ( イ · ハ · ロ · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (事業者の当事者能力)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画の社会的意義について、計画さえない、できもしない意義を説明会資料に記載し、関係住民を欺こうとしている。

### 理由 (必須)

説明会資料では、項目間で記載内容が矛盾している。

説明書 P2 1-10 本事業の社会的意義 6行目

更に、近年頻発する大規模災害等に備えるための防災拠点施設として

説明書 P7 1-2 事業の概要 (11) 最終処分場の維持管理方法⑭ 6行目

埋め立て終了後の跡地は、覆いの損壊を防止するため、張芝および植栽等の措置を講じます。

提出期限: 令和6年8月23日 (申請者未定と説明書に記載)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ · ロ · 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称(意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見(関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

悪臭を止め手立てみ一切記載されてない旨。  
どう様に対処するつもりですか。  
何らの処置をしないと言つ事ですか。

産廃には 反対です。

理由(必須)

悪臭は生活環境を著しく低下させる原因となる為。

提出期限: 令和6年7月8日(事業計画者あてに必着)

会社登入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・□・不明)

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 (道路)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

搬入路の幅員は3mと狭く、10t車の進入は不可能と思われます。お隣、163号線沿いの貴社のグループ会社(宮永地図)の敷地内での積み替えを考えていますか。  
産廃の建設には反対です。

理由 (必須)

狭い道への大型車の進入は通行への障害があり、地元車優先と説明されているが結果的には地元車(いわゆる秋葉原)に対する不公平なものです。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・口) 不明 )

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御申

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高畠2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業計画に反対します

本事業の排水下流には山田水源があります

本事業の計画地は水源保護区域内であり、水源地への有害物質の搬入による我々住民の生命、身体、健康の侵害のおそれがあります

人格権の観点から生命、身体、健康の侵害が及ぶ本事業計画は許可できません

上記に対し、以下2つの問い合わせに答えなさい

- ①当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されないことを確実に保障する客観的な根拠を示しなさい
- ②当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されても水源地に流出して汚染することを確実に防止する客観的な根拠を示しなさい

理由（必須）

上記の通りです

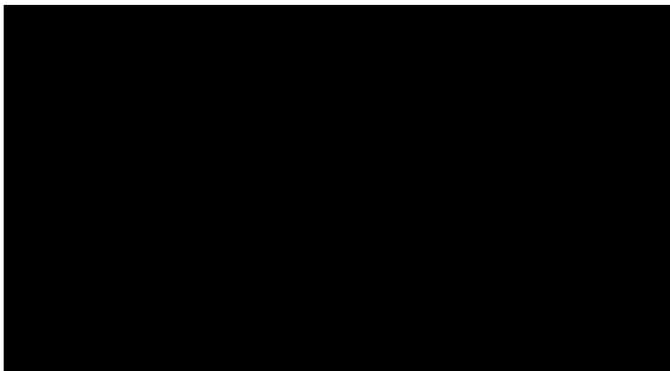
提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・〇・不明）

## 事業計画意見書

令和6年7月29日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（保障、会社規模、災害対策、権利等）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

貴社が計画している「(仮称) 大山田安定型最終処分場設置及び運営事業」に関する事業計画書を拝見し、以下の通り意見を申し上げます。

### 1. \*\*許可品目外の廃棄物の混入防止の対策が不明確\*\*

- 許可品目以外の廃棄物の混入が起きた場合の具体的な対応策が詳細に記載されていないため、現場での管理が難しい可能性があります。

### 2. \*\*水質汚染対策の不足\*\*

- 万が一、水質の悪化が認められた場合の対策として、処分場への搬入及び埋立処分を中止し、三重県や伊賀市に連絡するとされていますが、具体的な改善策や長期的な水質モニタリングの計画が詳細に記載されていません。

### 3. \*\*災害時の対応策の不明確\*\*

- 大規模災害が発生した場合の具体的な対応策や緊急時の連絡体制、避難経路などの詳細な記載が不足しています。これにより、緊急時の対応が遅れる可能性があります。

### 4. \*\*廃棄物の飛散防止策の不十分\*\*

- 廃棄物の飛散を防止するための具体的な対策が不十分です。特に、風の強い日や

悪天候時の対策が詳細に記載されていないため、環境汚染のリスクが残ります。

**5. \*\*地域企業や農家への補償が不明\*\***

-計画地周辺はブランド米の産地で知られており、地域で収穫した農作物を提供している販売店や飲食店もあります。

処分場ができることによる、風評被害や汚染が起きた時の補償の説明が記載されていません。

**6. \*\*リスクに対し企業規模が小さい\*\***

-御社は、令和3年7月に設立の新しい会社であり、実績、資金共に不足しており社員教育や有事の際の対応（復旧、補償等）能力不足が懸念されます。

**7. \*\*地域住民の権利侵害\*\***

-産業廃棄物処分場が出来ることにより住民の人格権や水利権等が侵害される恐れがあります。

**8. \*\*度々問題が起きている安定型処分場である\*\***

-予定されている処分場は、広島県三原市を筆頭に度々問題が起こっている安定型処分場であり、実際に裁判で差し止めや取り消しの判決が多数出ています。

**9. \*\*住民説明会の再開催\*\***

-上記以外でも様々な意見が寄せられていると思います。すべての意見を精査して改めて住民説明会の開催を求めます。

**理由（必須）**

計画の安定型処分場は、管理票制度や展開検査の実施による、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物の厳格な分別が困難であり、埋め立てに使われる土にも有機物やバクテリア等の微生物が多量に含まれており、それらから可燃性ガスや悪臭等が発生する恐れがあります。また、それらにより安定品目であっても分解や化学反応により汚染物質が発生することがあります。

それにより河川や地下水の汚染等、生活環境の保全上支障を生ずる可能性があるとの指摘がなされています。

温暖化等の環境変化で、超大型台風や記録的豪雨等の従来予測を大きく超える大規模災害が世界各地で頻発しております。当計画地も南海トラフ地震の震源地に近く、30年以内にマグニチュード8~9クラスの地震が起こる確率は70~80%と予想されています。しかし、当計画書は災害や許可品目以外の混入が起こらない前提で立案されており、対応の遅れや汚染の拡大が懸念されます。

地域の田畠で収穫した作物を出荷、小売り、調理販売をしている商店等が有り、更にブランド米を生産する地域もあります。一度汚染が起これば致命的な結果になります。

また、産業廃棄物処理場はネガティブなイメージが強く、風評被害は確実に起こります。

それに伴う農家や商店への補償や対策の記載がありません。

住民説明会では多数の質問や疑問の声が上がっていましたが、意見書への返答で答えるとの回答が多く、説明会の役割を果たすもではありませんでした。  
よって、全ての意見書をご精査頂き再度住民説明会の開催を強く求めます。

上記の問題点が改善されない限り計画を容認することは到底できません。  
何卒ご検討の上、ご回答よろしくお願ひ申し上げます。

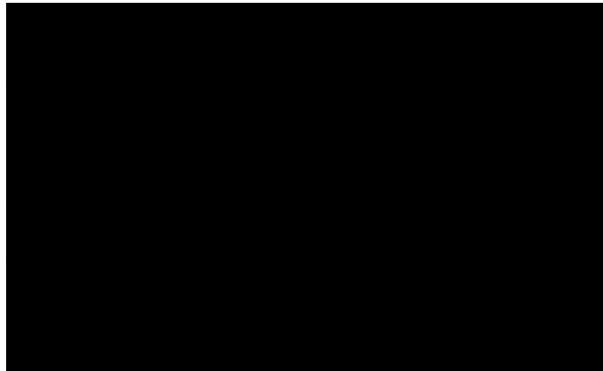
提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・○口・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 7 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他（保障、会社規模、災害対策、権利等）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

貴社が計画している「(仮称) 大山田安定型最終処分場設置及び運営事業」に関する事業計画書を拝見し、以下の通り意見を申し上げます。

### 1. \*\*許可品目外の廃棄物の混入防止の対策が不明確\*\*

- 許可品目以外の廃棄物の混入が起きた場合の具体的な対応策が詳細に記載されていないため、現場での管理が難しい可能性があります。

### 2. \*\*水質汚染対策の不足\*\*

- 万が一、水質の悪化が認められた場合の対策として、処分場への搬入及び埋立処分を中止し、三重県や伊賀市に連絡するとされていますが、具体的な改善策や長期的な水質モニタリングの計画が詳細に記載されていません。

### 3. \*\*災害時の対応策の不明確\*\*

- 大規模災害が発生した場合の具体的な対応策や緊急時の連絡体制、避難経路などの詳細な記載が不足しています。これにより、緊急時の対応が遅れる可能性があります。

### 4. \*\*廃棄物の飛散防止策の不十分\*\*

- 廃棄物の飛散を防止するための具体的な対策が不十分です。特に、風の強い日や

悪天候時の対策が詳細に記載されていないため、環境汚染のリスクが残ります。

**5. \*\*地域企業や農家への補償が不明\*\***

-計画地周辺はブランド米の産地で知られており、地域で収穫した農作物を提供している販売店や飲食店もあります。  
処分場ができることによる、風評被害や汚染が起きた時の補償の説明が記載されていません。

**6. \*\*リスクに対し企業規模が小さい\*\***

-御社は、令和3年7月に設立の新しい会社であり、実績、資金共に不足しており社員教育や有事の際の対応（復旧、補償等）能力不足が懸念されます。

**7. \*\*地域住民の権利侵害\*\***

-産業廃棄物処分場が出来ることにより住民の人格権や水利権等が侵害される恐れがあります。

**8. \*\*度々問題が起きている安定型処分場である\*\***

-予定されている処分場は、広島県三原市を筆頭に度々問題が起こっている安定型処分場であり、実際に裁判で差し止めや取り消しの判決が多数出ています。

**9. \*\*住民説明会の再開催\*\***

-上記以外でも様々な意見が寄せられていると思います。すべての意見を精査して改めて住民説明会の開催を求めます。

**理由（必須）**

計画の安定型処分場は、管理票制度や展開検査の実施による、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物の厳格な分別が困難であり、埋め立てに使われる土にも有機物やバクテリア等の微生物が多量に含まれており、それらから可燃性ガスや悪臭等が発生する恐れがあります。また、それらにより安定品目であっても分解や化学反応により汚染物質が発生することがあります。

それにより河川や地下水の汚染等、生活環境の保全上支障を生ずる可能性があるとの指摘がなされています。

温暖化等の環境変化で、超大型台風や記録的豪雨等の従来予測を大きく超える大規模災害が世界各地で頻発しております。当計画地も南海トラフ地震の震源地に近く、30年内にマグニチュード8~9クラスの地震が起こる確率は70~80%と予想されています。しかし、当計画書は災害や許可品目以外の混入が起こらない前提で立案されており、対応の遅れや汚染の拡大が懸念されます。

地域の田畠で収穫した作物を出荷、小売り、調理販売をしている商店等が有り、更にブランド米を生産する地域もあります。一度汚染が起これば致命的な結果になります。

また、産業廃棄物処理場はネガティブなイメージが強く、風評被害は確実に起こります。

それに伴う農家や商店への補償や対策の記載がありません。

住民説明会では多数の質問や疑問の声が上がってきましたが、意見書への返答で答えるとの回答が多く、説明会の役割を果たすもではありませんでした。  
よって、全ての意見書をご精査頂き再度住民説明会の開催を強く求めます。

上記の問題点が改善されない限り計画を容認することは到底できません。  
何卒ご検討の上、ご回答よろしくお願ひ申し上げます。

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・口・不明）

## 事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( )

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

・ J = カラの有害物質はついて

理由 (必須)
Jンクリートには、一定の大価クロ4が含有されていると聞けます。それが1ヶ所に集積されて密度が増した価クロ4の環境汚染につながる不安が持てます。 有害な物質がJンクリートに付着している可能性は十分あります。 無責任な賛成はできません。反対します。

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ハ ·  · 不明 )

事業計画意見書

令和6年8月3日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物 景観・その他 ( 安全確保 )

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

- 。反対します!! 。トシックの排ガスでの健康被害が図る。
- 。子ども達が通る道に大きな車が通る危険性があるのは困る。
- 国道163号線に歩道の確保をお願いします。
- 。辰巳川に生息するオオサニショウウオをはじめとする動植物への影響が気になる。子どもの興味のある生物でなければいけない。

理由（必須）

今すぐ影響がおこらないことにに対して不安でしかない。

子ども、老人の多い~~地~~地や土或て、命の安全が保障されない。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・□・不明）